

仕様書番号	5
作成年月日	平成31年 1月23日
作成部隊	朝霞駐屯地業務隊

## 仕 様 書

- 1 件名  
可燃物等回収役務(食堂可燃物ゴミ)
- 2 時期  
平成31年4月1日～平成32年3月31日
- 3 総則
  - (1) 適用範囲  
この仕様書は、朝霞駐屯地の食堂において発生する可燃物ゴミの回収・運搬作業について規定する。
  - (2) 回収・運搬作業の種類
    - ア 可燃物ゴミの回収作業
    - イ 可燃物ゴミの運搬作業
- 4 作業に関する要求
  - (1) 作業条件  
可燃ゴミは、駐屯地食堂のゴミ集積場に集積され、朝霞駐屯地事業者ゴミである。
  - (2) 回収予定及び運搬作業予定
    - ア 回収日  
別紙参照
    - イ 時間  
月曜日～土曜日の午前8時45分～午前9時15分の間を基準とする。
    - ウ 回収後の運搬・処理場所  
朝霞クリーンセンターへ運搬し、処理施設へ投棄するものとする。
    - エ 単位  
1回/運搬車両1台
    - オ 増減  
一日に二回以上回収・運搬が必要な場合は官側と協議する。
- 5 監督及び検査
  - (1) 回収及び運搬作業の細部作業の細部については、監督官の指示によるものとする。
  - (2) 回収が完了したときは、監督官に届け出るとともに、検査官の検査を受けるものとする。
  - (3) 実施業者は、朝霞クリーンセンターが発行する計量表1部を、翌月の5日までに提出するものとする。(ただし、32年3月分は3月31日までとする。)
- 6 その他  
本仕様書について疑義その他不明な事項に関しては、すべて官側の指示を受けるものとする。